

価格等調査業務依頼書兼承諾書
(※)裏面の記載事項にご注意願います。

記載上の注意事項

- ① 太枠内並びにアンダーラインの部分についてのみご記入下さい
② 該当箇所に・を付け、必要事項をご記入下さい
③ 物件の所在及び地番・家屋番号が記入しきれないときは別に目録を添付願います

株式会社 梅田不動産鑑定事務所
代表取締役 梅 田 真 様

価格等調査業務標準委託約款に基づき、下記のとおり価格等調査業務を依頼します。

		発行番号		—	
受付 年 月 日		受付捺印		前受金 受領印	
受託 年 月 日		月 日 円		同時受付	
		□再評価・調査 □関連評価		・無 Y H /	
対象不動産	所在及び地番 家屋番号			地目 建物の構造・用途	
	□			□登記 数量	
	土			□実測等	
	地			数量	
	建物			数量	
業務の種類		□鑑定評価基準に則った鑑定評価□鑑定評価基準に則らない価格等調査()			
業務の目的と範囲等の確定		受託者は、業務の目的と範囲等の確定に係る確認書を、本依頼の承諾に際して委託者に別途提出することとする。			
再委託		□再委託は行わない。□再委託を行う場合には再委託先、再委託業務の範囲等についてあらかじめ当社の承諾を得ること。			
委託報酬		□貴社見積りに基づき 円(税込) □その他(別途提出の貴社報酬基準)			
基本的事項	類 型 等		□		
	価 格 時 点		□平成 年 月 日 □調査日(平成 年 月 日)		
	価 格 又 は 賃 料 の 種 類		□正常価格 ・ □限定価格 ・ □特定価格 □正常賃料 ・ □限定賃料 ・ □継続賃料 (□月額実質・□支払賃料 権利金等の授受……□有・□無)		
	評 価 条 件				
	依 頼 目 的		□売却 □買受 □交換 □補償 □競売 □資産評価 □経営上の参考 □担保(□差入・□徴収) □訴訟 □非訟事件 □賃貸借 □課税 □区画整理() □市街地再開発 □共同ビル建設 □現物出資 □相続 □国土法による(□届出・□事前確認・□価格審査) □立退 □抵当証券発行 □()		
発行部数 正 通 副 通 (通常 正本1通 副本1通をセット)		住所 〒		連絡者名・届先名	
業務納期 月 日		託 法人名		TEL () FAX () 立会者	
		者 代表者氏名		TEL ()	
業務納期 月 日		鑑定評価書・調査報告書宛先		請求書宛先	
				紹介者名 TEL ()	
付属資料	□位置略図 □公図写 □法17条地図写 □仮換地図写 □実測図写 □地積測量図写 □丈量図 □概測図 □建物見取図 □建物図面(各階平面図)写 □写真 □設計図書 □仕様書 □竣工図 □見積書 □物件明細表 □登記簿謄(抄)本 □全部事項証明書(登記事項要約書) □登記済証写 □固定資産評価証明書 □売買契約書(覚書・協定書) □賃貸借契約書(覚書・協定書) □(地代・家賃・権利金・敷金・更新料)推移表 □仮換地証明書 □代理人選任届書 □その他() ※(ご返却を要するものは該当資料を○でお囲み下さい。)				
	特記事項				

上記のとおり、承諾致します。
なお、業務開始後において、提供された資料、現地調査等の結果により、業務の種類の変更、業務納期の延長又は報酬の変更の可能性があることをあらかじめ了承願います。

平成 年 月 日
(受託者) 福井市二の宮4丁目25番21号
株式会社 梅田不動産鑑定事務所
代表取締役 梅 田 真

ご依頼の受付にあたっての公表事項

1. 弊社が不動産鑑定評価等業務の過程において取得する各種個人情報につきましては、地価公示・地価調査ほかの公的評価及び不動産鑑定士等が行う**鑑定評価等業務**^{*}に限って、利用させていただきます。

※「鑑定評価等業務とは、不動産の鑑定評価並びに不動産鑑定士等の名称を用いて行なう不動産の客観的価値に作用する諸要因に関する調査若しくは分析を行い、又は不動産の利用、取引若しくは投資に関する相談に応じることをいう（不動産の鑑定評価に関する法律第3条第2項）。

2. ご依頼者様から提供いただくことがある表記の付属資料並びに下記資料等の個人情報につきましては、ご依頼の鑑定評価等業務に活用するほか、地価公示・地価調査ほかの公的評価及び他の方から依頼を受けた鑑定評価等業務に当たっての弊社内部の参考資料として活用させて頂くことがあります。外部への公表並びに他の目的での使用は一切行いません。

記

- (1) 本依頼書
- (2) 土地の造成工事計画書、開発行為許可申請書、建物の設計図書、建築確認申請書、建物の検査済証
- (3) 土地・建物の維持管理及び修繕等に関する具体的な費用を示す帳票等
- (4) 個人・法人を問わず事業を営んでいる場合の会計帳簿関係（損益計算書・貸借対照表等）
- (5) 評価対象が建物の場合に当該建物の経理上の固定資産台帳並びに資本的支出に該当せず一会計期間で損金処理した場合の修繕費等の明細
- (6) その他鑑定評価並びに調査に必要な資料

3. 不動産鑑定士並びに不動産鑑定業者としての法律上の遵守事項

(1) 不動産鑑定士の責務

不動産鑑定士は、良心に従い、誠実に第三条に規定する業務（以下「鑑定評価等業務」という。）を行うとともに、不動産鑑定士の信用を傷つけるような行為をしてはならない（不動産の鑑定評価に関する法律第5条）。

(2) 秘密を守る義務

不動産鑑定士は、正当な理由がなく、鑑定評価等業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定士でなくなった後においても、同様とする（不動産の鑑定評価に関する法律第6条）。

(3) 知識及び技能の維持向上

不動産鑑定士は、鑑定評価等業務に必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない（不動産の鑑定評価に関する法律第7条）。

(4) 秘密を守る義務

不動産鑑定業者は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。不動産鑑定業者がその不動産鑑定業を廃止した後においても、同様とする（不動産の鑑定評価に関する法律第38条）。

次の諸点についてあらかじめご承知おき下さいますようお願い申し上げます。

- ① 鑑定及び調査報酬は弊社所定の不動産鑑定評価基準に拠らせて頂きます。
- ② ご依頼を取り消される場合には弊社所定の取消料をお支払い頂きます。
- ③ お請けしました鑑定評価並びに調査の対象物件の確認が不可能なケース等、作業の継続が困難と判断される場合には鑑定評価並びに調査をお断りする場合があります。
- ④ ③の場合においても作業の進捗段階に応じた弊社所定の取消料をお支払い頂きます。